

「高齢者等除雪サービス事業」について

網走市では、地域における高齢者などの外出のための通路確保や災害時における避難路の確保を目的として、高齢者等除雪サービス事業を町内会に委託して実施しています。

1. 町内会での受託について

- 町内会地域内にお住いの世帯を対象に、市からの委託により実施します。
- 1世帯1回の実施につき1,200円を委託料として町内会にお支払いします。
※ 町内会活動が対象となる保険への加入が受託要件となります。

2. 利用対象等について

- 対象: 町内会地域にお住いの65歳以上の高齢者のみの世帯や身体障がい者のみの世帯など、除雪が困難な世帯が対象です。(集合住宅は対象外)
- 除雪範囲: 玄関から歩道まで、人が通れる1m程度の幅の除雪になります。
- 利用者負担: サービスを利用される方は1回につき100円の利用料がかかります。(事前に市役所高齢者福祉係で回数券の購入が必要です)

3. 事業実施の流れ

① 事業開始前	
町内会	受託の意思がある場合、市へ連絡
利用者	町内会で利用希望世帯をとりまとめ後、申請書類を市に提出
② 利用決定	
市	利用者からの申請内容を審査し、利用決定
町内会	市と契約締結
利用者	市から除雪券回数券を購入(代理購入も可能)
③ 除雪依頼・実施	
利用者	除雪が必要な際に、町内会・区会等へ依頼
町内会	除雪を実施し、利用者から回数券を受取 除雪サービス実施状況報告書に実施日を記入
④ 委託料の請求	
町内会	市に請求書、回数券、実績報告を提出
⑤ 委託料の支払い	
市	実績報告を審査し、委託料を支払(請求からおおよそ2週間後)

【問い合わせ】

網走市役所 介護福祉課高齢者福祉係 ☎44-6111 (内線288)